

## 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する御意見及び総務省の考え方

1. 意見募集期間 平成 27 年 10 月 14 日(水)～11 月 12 日(木)
2. 御意見提出件数 2件(個人2名)
3. 提出御意見及び総務省の考え方

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
1	個人	不動産登記令なども改正されるが法が法律で特例を定め今年か認めていないのに船舶登記令など政令で措置する違法がある。	不動産登記令、船舶登記令等については、法律の委任に基づき登記に関する手続について規定するものであり、違法との御指摘は当たらないと考えます。
2	個人	行政不服審査法の改正に伴い、他の法令の整備を行う事は望ましいと思われる。(ただここで当方では全ての精読は出来なかった事は記しておく。)	頂いた御意見は、本案に対する賛同意見として承ります。